

「富山県外来医療計画（案）」の概要について

1 計画策定の趣旨

平成 30 年 7 月に医療法及び医師法の一部が改正され、医療計画に定める事項に、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（外来医療計画）が追加されたことにより、国のガイドラインに基づき策定するもの。

外来医療計画の策定により、地域ごとの外来医療機能の偏在等を新規開業を希望する医療関係者等が自主的な経営判断に当たって有益な情報として参照できるよう可視化して提供することで、個々の医師の行動変容を促し、地域のニーズに応じた適切な外来医療提供体制の構築に努める。

2 計画期間

2020（令和 2）年度から 2023（令和 5）年度までの 4 年間
(2024（令和 6）年度以降は 3 年ごとに見直しを行う。)

3 計画の概要

（1）協議の場の設置

地域医療構想調整会議を外来医療に係る協議の場として活用する。

（2）外来医師偏在指標を用いた外来医師多数区域

国のガイドラインでは、厚生労働省が算出する外来医師偏在指標※（患者流入出の調整後）が全二次医療圏の中で上位 33.3% に該当する二次医療圏を外来医師多数区域として設定することとされているが、本県では、外来医師多数区域に該当する医療圏はない。

※：外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握が可能となる指標

医療需要（ニーズ）及び人口構成とその変化、患者の流入出等、へき地等の地理的条件、医師の性別・年齢分布、医師偏在の種別（区域、入院／外来）の 5 つの要素を勘案した
人口 10 万人対診療所医師数

【本県の状況】

	新川	富山	高岡	砺波	全国
外来医師偏在指標	86.7	101.2	98.3	93.2	106.3
全国 335 医療圏における順位	238	146	158	200	

厚生労働省「外来医師偏在指標に係るデータ集」（令和元年度）

（3）外来医療機能の状況

外来医療機能として、休日夜間等の初期救急医療の提供体制、在宅医療の提供体制、公衆衛生に係る医療提供体制の状況を示す。

（4）医療機器の効率的な活用に係る計画

- ・医療機器（CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ）の配置状況を示す。
- ・共同利用の方針を定め、医療機器を新規・更新で購入する場合には、共同利用計画を作成することとする。